

防耐火構造部材の性能評価申請要領

ハウスプラス住宅保証株式会社

評定室 防耐火グループ

1. 申請の対象

1. 申請の対象等

本申請は、ハウスプラス住宅保証株式会社（以下、「ハウスプラス」という。）が行う建築基準法第 68 条の 25 第 1 項の規定に基づく認定に係る性能評価のうち、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省第 13 号）第 59 条第一号に基づく認定に係わる性能評価に適用します。

①建築基準法の法令区分

性能評価の対象区分を別表に示します。

②審査委員会

防耐火構造部材性能評価委員会

2. 申請の分類

本申請は、防耐火構造部材の種類ごとに 1 つの申請が必要です。また、一つの申請ごとに試験が必要です。一つの申請で申請可能なバリエーションおよびバリエーションに伴う大臣認定申請の分割数等につきましては、次項の問い合わせでご確認ください。また、ハウスプラスが過去の認定のための審査にあたって実施した試験結果を用いることにより、「新たな試験を必要としない性能評価」をご希望の場合は、手続きおよび業務の流れが本要領と異なりますので、次項の問い合わせでご確認ください。

2. 申請から大臣認定の流れ

①問合せ	○事前打合せ、技術的内容の問合せ、申請受付、手続き、具体的な試験の内容等に関する問合せ 評定室 防耐火グループ TEL 03-4531-7303 / FAX 03-4531-7301 Email : f-hyoutei@houseplus.co.jp
②事前打合せ (試験希望日の約 3 ヶ月以上前)	評定室と以下の内容について事前に打ち合わせを行ってください。 ①評価申請内容の確定 申請仕様（材料構成、構造説明図、施工図等）を確認します。 ②試験体仕様の選定 申請仕様と試験体仕様の関係について確認し、申請仕様のうち最も防耐火性能上不利な仕様を試験体として選定します。 ③試験体の製作および管理等 試験体に使用する材料の入手方法、試験体の製作および管理方法について確認し、指定試験体製作者の中から試験体製作を行う製作会社を決定します。また、試験体の製作および管理（分析費を含む）に要する費用を見積いたします。 試験体の製作はハウスプラス職員の管理の下で行います。

	<p>④試験日程 試験実施日および試験体製作日を調整、決定します。</p> <p>⑤試験体の搬出、処分 試験終了後の試験体の搬出、処分については申請者の責任において行っていただきますが、ハウスプラスに委託される場合は見積いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請における留意事項 申請に際しては以下の規定類をよくお読みください。 ①本要領 ②性能評価業務約款 ③防耐火性能試験・評価業務方法書または防火区画等を貫通する管の性能試験・評価業務方法書
<p>③申請図書の提出・受付・契約 (試験日の約1.5ヶ月前)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出先 評定室 防耐火グループ ・提出図書 <ul style="list-style-type: none"> ①性能評価申請書…………… 1部 必ず代表者印を押印ください。 ②性能評価用提出図書（別添）…………… 1部 ③試験体製作依頼書…………… 1部 ④試験体製作チェックリスト、製作手順…………… 1部 ⑤試験体図…………… 1部 <p>なお、②, ④, ⑤に関しては、電子データ（②Wordファイル、④⑤pdfファイル等）にてご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受付 提出図書の内容について確認を行い、不備がないときは申請を受け付けます。不備がある場合は指定する日までに修正をしていただき、再提出をお願いいたします。 2. 申請受理 受付後、性能評価申請書にハウスプラスの受付印を押したものの写しと、性能評価に係る見積書を送付します。 これとは別に試験体製作および管理（分析を含む）に要する費用についても見積書を送付します。 3. 契約事項の変更手続き 性能評価申請書に記載された事項に変更が生じた場合（例：申請者の変更（代表者名、所在地等））には、所定の「申請者等変更願」にて手続きをお願いいたします。

	<p>4. 性能評価取下げ手続き</p> <p>性能評価申請を取下げの場合には、その旨を記載した「取り下げ届」をご提出ください（必ず代表者印を押印ください）。</p>
<p>④試験体の製作・確認</p>	<p>1. 試験体の製作</p> <p>試験体の製作は、ハウスプラスが指定した場所および試験体製作会社において、申請者およびハウスプラス職員の管理の下、試験体の製作を行います。</p> <p>製作時は試験体製作チェックリストおよび製作手順に基づき製作管理を行い、試験体製作が完了した時には試験に供する試験体として不具合がないことを申請者に確認いただきます。</p> <p>2. 試験体の確認</p> <p>試験体を構成する材料については、申請仕様と試験体との整合性確認のため、原則ハウスプラスが市場から調達したものを使用します。市場からの調達が困難な材料は、申請者と協議の上、製造過程の立会、管理記録などの証明書類により確認します。また、申請者が手配する構成材料のうち、必要に応じ分析等を行う場合があります。防火設備等では、原則3体の枠材、障子等の準備をお願いし、うち1体を解体し断面確認を行います。</p> <p>試験体製作後の性能評価用申請図書（別添）の変更は原則認められませんのでご注意ください。なお、製作時の試験体の確認結果に基づき、申請仕様の訂正等が必要な場合に限り、性能評価用申請図書（別添）の修正を可能としますので、修正版をご提出ください。</p>
<p>⑤試験の実施</p>	<p>1. 試験実施前の確認</p> <p>試験実施場所に搬入された試験体について、申請者が試験に供する試験体として不具合がないことの確認をいただきます。</p> <p>2. 試験の実施</p> <p>試験は、「防耐火性能試験・評価業務方法書」または「防火区画等を貫通する管の性能試験・評価業務方法書」に基づき行います。原則、申請者には試験の合否確認のため試験に立ち会っていただきますが、試験に立ち会うことができない場合は、試験体の最終確認および試験の合否確認についてハウスプラスに一任いただいたものとさせていただきます。</p> <p>3. 試験の結果</p> <p>試験の結果が合格であった場合は、⑥委員会開催の手続きに進みます。</p> <p>試験の結果が不合格であった場合、性能評価申請書で『不合格時に</p>

	<p>「性能評価取下届」を提出いたしません。』にチェック頂いていない場合は前記③4. 性能評価取下げ手続きを行ってください。</p> <p>4. 費用の払込</p> <p>試験の結果を受けて、性能評価、試験、試験体製作・管理（分析含む）、性能評価に係る打合せ費用が確定いたしますので、請求書を発行いたします。指定の支払期日までの支払いをお願いいたします。費用の払込が確認できない場合、⑦性能評価書の発行（不合格時は性能試験報告書の発行）ができませんのでご注意ください。</p>
⑥委員会開催	<p>1. 委員会での審査</p> <p>審査は月1回程度開催される「防耐火構造部材性能評価委員会」で行います。委員会日程はホームページをご覧ください。</p> <p>2. 審査結果の連絡</p> <p>審査結果は、評定室より申請者へ文書にて連絡します。また、委員会での指摘および検討事項も併せて連絡いたしますので、速やかにご回答をお願いします。ご回答が遅れますと性能評価書の発行も遅くなりますのでご注意ください。</p>
⑦性能評価書の発行	<p>1. 性能評価用提出図書（最終版）の整備</p> <p>委員会での指摘事項に対して、「検討事項回答書」およびそれらを反映させた性能評価用提出図書（最終版）を1部提出してください。</p> <p>2. 性能評価書の発行</p> <p>上記1.の内容を確認した上で、以下の性能評価書を発行します。</p> <p>①性能評価書の正本（朱印押印：大臣申請用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性能評価に関する性能評価用提出図書（別添） ・試験成績書 <p>②上記の写し（申請者保管用）</p> <p>なお、性能評価手数料内で発行する性能評価書は1部のみとなりますので、バリエーションに伴う大臣認定申請の分割が生じる場合は性能評価書の追加発行に伴う手数料が必要となります。</p> <p>また、性能評価手数料など未入金の場合、性能評価書の発行ができませんのでご注意ください。</p>
⑧大臣認定申請	<p>性能評価書が発行されましたら、国土交通大臣に構造方法等の認定申請を行ってください。申請に際しては、評価委員会終了後にお送りします「国土交通省大臣認定申請の手続きについて（防耐火構造部材）」をご参照ください。なお、ハウスプラスでは大臣認定代理申請を行っています。詳しくは評定室にお問い合わせください。</p>

◇対象となる性能評価区分

[別表]

建設省令第59条による区分	区分	評価対象	加熱時間	該当条文	委員会
第1号	耐火構造	非耐力壁	30分	法第2条第七号	防耐火構造部材性能評価委員会
			1時間		
		耐力壁	1時間		
			2時間		
	準耐火構造	非耐力壁	30分	法第2条第七号の二 法第21条第1項 法第27条第1項	
			45分	法第21条第1項 法第27条第1項	
			1時間	令第112条第2項 法第21条第1項、法第27条第1項	
			75分	法第21条第1項 法第27条第1項	
			90分		
			105分		
			2時間		
			耐力壁	30分	
		45分		法第21条第1項 法第27条第1項	
		1時間		令第112条第2項 法第21条第1項、法第27条第1項	
		75分		法第21条第1項 法第27条第1項	
		90分			
		105分			
		2時間			
		軒裏		30分	
			45分	法第21条第1項 法第27条第1項	
			1時間	令第112条第2項 法第21条第1項、法第27条第1項	
			75分	法第21条第1項 法第27条第1項	
			90分		
			105分		
	2時間				
	防火構造		外壁（非耐力）	30分	
		外壁（耐力）			
		軒裏			
	準防火構造	外壁（非耐力）	20分	法第23条	
		外壁（耐力）			
	防火設備	（特定防火設備）	10分	法第61条	
			20分	法第2条第九号の二ロ 法第61条	
30分			法第61条		
40分					
45分			令第114条第5項		
50分			法第61条		
1時間			令第112条第1項 法第61条		
75分			法第61条		
90分					
105分					
2時間					
20分				令第129条の2の5第1項第七号ハ	
45分					
1時間					